

## 山梨県地域商業にぎわい創出支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、地域商業を活性化し、地域に賑わいを創出するため、地域の魅力ある商業の発展や買い物環境の利便性向上に資する取り組みを行う市町村及び商工団体等に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、「商工団体等」とは別表1の「商工団体等」の欄に掲げるものをいう。

2 この要綱において、「交付対象者」とは、別表1の「交付対象者」の欄に掲げるものをいう。

3 この要綱において「事業実施主体」とは、別表1の「事業実施主体」の欄に掲げるものをいう。

### (交付対象事業及び交付対象者等)

第3条 知事は、市町村が行う事業、市町村以外の事業実施主体が行う事業に対し市町村が補助する事業又は商工団体等が行う事業のうち、必要と認められるものについて、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表2に掲げるとおりとする。

2 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

3 第1項に掲げる補助事業のうち、次の各号のいずれかに該当するものにあつては、補助の対象としない。

(1) 既存の施設の更新又は改修にあつては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して別に定める年数に満たない施設に係るもの

(2) 道路改修等の事業により補償費が得られる施設等に係るもの

(3) 道路法及び建築基準法等関係法令に抵触する施設等に係るもの

### (交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の交付申請を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方

消費税額の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において事業実施主体における当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定及び通知)

第5条 知事は、前条の規定により交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適正と認めるときは補助金の交付決定を行い、交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

2 知事は、第1項による交付の決定を行うに当たっては、前条第2項により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。

3 知事は、前条第2項のただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(補助金の交付条件)

第6条 規則第6条の規定による補助金交付の条件は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 補助金の交付の決定を受けて補助事業を行う者(以下「補助事業者」という。)は、補助対象経費の配分又は補助事業の内容の変更をしようとするときは、変更承認申請書(様式第2号)を提出し、知事の承認を受けなければならない。ただし、補助対象経費の各費目相互間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合又は補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であつて、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合はこの限りでない。

(2) 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、中止(廃止)承認申請書(様式第3号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(3) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに補助事業遅延等報告書(様式第4号)を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(事前着手の禁止)

第7条 補助事業は、第5条の規定による交付決定通知を受ける前に着手してはならない。ただし、知事がやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りでない。

2 申請者は、前項ただし書の規定により補助金の交付決定前に事業に着手する場合は、あらかじめ事前着手届(様式第5号)を知事に提出しなければならない。ただし、届出により補助金の交付が確約されるものではない。

3 申請者は、前項により事前着手した後に、第5条の規定による交付決定がされない場合においても異議は申し立てられない。

(申請の取り下げ)

第8条 申請者は、第5条の規定による通知に係る補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、その交付決定を受けた日から20日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第9条 知事は、補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況について報告させることができる。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1か月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに実績報告書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。  
2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合は、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第11条 知事は、前条の報告を受けた場合は、実績報告書の書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容(第6条の規定に基づく承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、額の確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第12条 知事は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、補助金を支払うものとする。ただし、知事が必要と認めるときは、概算払をすることができる。  
2 補助事業者は、前項ただし書の規定により概算払を受けようとするときは、概算払請求書(様式第7号)を知事に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第13条 補助事業者は、実績報告後に事業実施主体における消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合は、報告書(様式第8号)により速やかに知事に報告しなければならない。  
2 知事は、前項の報告があった場合で、既に補助金を支払っているときは、当該消費税等仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(財産の管理)

第14条 事業実施主体は、補助事業により取得し、又は効用が増加した不動産及びその

従物並びに補助事業により取得し、又は効用が増加した機械及び器具（以下「取得財産等」という。）がある場合には、その台帳を設け、その保管状況を明らかにしておくよう適切な措置を講じなければならない。

- 2 事業実施主体は、取得財産等がある場合には、補助事業が完了した後においても、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従って、その効率的運用を図るよう適切な措置を講じなければならない。

#### （財産の処分の制限）

第 15 条 事業実施主体は、取得財産等がある場合には、知事が補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）を勘案して別に交付決定通知に定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、知事の承認を受けずに、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- 2 事業実施主体は、前項の承認を受けようとする場合は、処分承認申請書（様式第 9 号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。なお、交付対象者が市町村であって、市町村以外の事業実施主体が前項の承認を受けようとする場合は、処分承認申請書を市町村を経由して提出するものとする。
- 3 知事は、第 1 項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

#### （補助金の経理等）

第 16 条 補助金の交付決定通知を受けた補助事業者及び事業実施主体は、補助対象経費に係る経理について、収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

#### （間接補助金に係る要件）

第 17 条 市町村長は、市町村以外の事業実施主体が行う事業に対し間接補助金を交付する場合においては、第 6 条に規定する条件並びに第 7 条、第 14 条、第 15 条及び第 16 条に規定する事項を履行させるために必要な条件を付さなければならない。

#### （その他必要な事項）

第 18 条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、知事が別にこれを定める。

#### 附 則

この要綱は、令和 5 年 7 月 21 日から施行する。

- 2 山梨県地域商活性化支援事業費補助金交付要綱は廃止する。ただし、この要綱の施行前に交付された山梨県地域商業活性化支援事業費補助金については、当該要綱の廃止後も、なおその効力を有する。

3 この要綱は令和8年4月1日から施行する。